

平成24年（ワ）第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

証 拠 申 出 書

—今井氏の撤回と原氏の申請—

2024年（令和6年）5月24日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 出 口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

第1 原告本人尋問の一時撤回（今井氏）

原告今井崇氏の尋問申請について、一度、撤回する。一時的な体調不良で、本年7月16日に裁判所に出頭することが困難であるためである。

原告は、今井氏に代わり、下記の原龍治氏の尋問を7月16日に行うよう、申請する。

第2 原告本人の申出（原氏）

1 人証の表示

〒606-8105 京都市左京区高野上竹屋町10-65

原告 原龍治（同行、尋問時間25分）

2 立証趣旨

元美山診療所の事務長として、2015年4月から2021年3月末まで、毎日のように京都府南丹市美山町に通勤し、または、週に2～3日現地に泊まり込んで、美山町の降雪や災害の影響などを目撃してきた立場から、美山町の「避難」の不可能性を証言する。

3 尋問事項

- (1) 美山町の地理や環境
- (2) 美山町の降雪の状況
- (3) 美山町に通行止めが発生する状況
- (4) 避難のための道路がなくなることについて
- (5) その他、本件に関連する一切の事項

4 原氏の尋問にかかる資料の特定

2023.12.20 第39回 準備書面(102) 甲 628・629

以上